

札幌市体育施設条例の一部を改正する条例案

平成29年(2017年)5月30日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市体育施設条例の一部を改正する条例

札幌市体育施設条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1札幌市中央体育館の項中「札幌市中央区大通東5丁目」を「札幌市中央区北4条東6丁目」に改め、同表札幌市月寒屋外競技場の項の次に次のように加える。

札幌市平岸庭球場	札幌市豊平区平岸5条19丁目
----------	----------------

- (2) 別表2中

「

札幌市白旗山競技場	サッカー 一場	6月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後9時まで	
-----------	------------	---------------	-----------------	--

」

を

「

札幌市平岸庭球場	4月29日から10月31日まで	(1) 4月29日から8月31日まで 午前9時から午後7時まで(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律	
----------	-----------------	---	--

			<p>(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「土曜日等」という。)は、午前6時から午後7時まで)</p> <p>(2) 9月1日から同月30日まで 午前9時から午後6時まで(土曜日等は、午前6時から午後6時まで)</p> <p>(3) 10月1日から同月31日まで 午前9時から午後5時まで(土曜日等は、午前6時から午後5時まで)</p>
札幌市白旗山競技場	サッカー場	6月1日から9月30日まで	午前8時30分から午後9時まで

に改める。

- (3) 別表3 1 各体育館、中島体育センター、星置スケート場、各プール、宮の沢屋内競技場及び札幌市カーリング場 (1) 札幌市中央体育館、札幌市各区体育館、札幌市美香保体育館又は札幌市中島体育センター(札幌市美香保体育館にあつては、競技室の使用期間に限る。)を使用する場合の表中

「

専用 使用	競技 室	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	午前9時から 正午まで	11,200 円	最高入場料の 40人分。ただ し、その額が2 2,400円に 満たないとき は、22,40 0円とする。
----------	---------	--------------------------------------	----------------	-------------	--

」

を

「

専用 使用	アリ ーナ	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	午前9時から 正午まで	16,800 円	最高入場料の 60人分。ただ し、その額が3 3,600円に 満たないとき は、33,60 0円とする。
			午後1時から 午後5時まで	25,100 円	最高入場料の 70人分。ただ し、その額が5 0,200円に 満たないとき は、50,20 0円とする。
			午後6時から 午後9時まで	33,500 円	最高入場料の 100人分。た だし、その額が 67,000円

			に満たないときは、67,000円とする。
	午前9時から 午後5時まで	41,900 円	最高入場料の130人分。ただし、その額が83,800円に満たないときは、83,800円とする。
	午後1時から 午後9時まで	58,600 円	最高入場料の180人分。ただし、その額が117,200円に満たないときは、117,200円とする。
	午前9時から 午後9時まで	75,400 円	最高入場料の240人分。ただし、その額が150,800円に満たないときは、150,800円とする。
その他の催物	午前9時から 正午まで	33,600 円	最高入場料の60人分。ただ

に使用する場合			し、その額が67,200円に満たないときは、67,200円とする。
	午後1時から 午後5時まで	50,200 円	最高入場料の70人分。ただし、その額が100,400円に満たないときは、100,400円とする。
	午後6時から 午後9時まで	67,000 円	最高入場料の100人分。ただし、その額が134,000円に満たないときは、134,000円とする。
	午前9時から 午後5時まで	83,800 円	最高入場料の130人分。ただし、その額が167,600円に満たないときは、167,600円とする。

		午後 1 時から 午後 9 時まで	1 1 7, 2 0 0 円	最高入場料の 1 8 0 人分。た だし、その額が 2 3 4, 4 0 0 円に満たない ときは、2 3 4, 4 0 0 円と する。
		午前 9 時から 午後 9 時まで	1 5 0, 8 0 0 円	最高入場料の 2 4 0 人分。た だし、その額が 3 0 1, 6 0 0 円に満たない ときは、3 0 1, 6 0 0 円と する。
競 技 室	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	午前 9 時から 正午まで	1 1, 2 0 0 円	最高入場料の 4 0 人分。ただ し、その額が2 2, 4 0 0 円に 満たないとき は、2 2, 4 0 0 円とする。

に、「、弓道室」を「、相撲室、弓道室、アーチェリー室」に、「相撲・重量
 挙室」を「重量挙室」に、

「

講堂	1室1時間につき	1,350円
----	----------	--------

」

を

「

講堂	1室1時間につき	1,350円
小会議室	1室1時間につき	330円
選手控室	1室1時間につき	450円
大会役員室	1室1時間につき	390円
審判控室	1室1時間につき	260円

」

に改め、同表備考2中「土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土曜日等」という。）」を「土曜日等」に改め、同表備考3中「競技室を分割」を「アリーナ又は競技室を分割」に、「札幌市美香保体育館の競技室の」を「アリーナ又は札幌市美香保体育館の競技室の」に改め、同表備考4中「及び講堂」を「、講堂、小会議室、選手控室、大会役員室及び審判控室」に改め、同表備考7中「暖房」を「冷暖房」に改める。

- (4) 別表3 5 札幌市藤野野外スポーツ交流施設の表を別表3 6 札幌市藤野野外スポーツ交流施設の表とし、別表3 4 札幌市白旗山競技場の表を別表3 5 札幌市白旗山競技場の表とし、別表3 3 札幌市月寒屋外競技場の表の次に次の1表を加える。

4 札幌市平岸庭球場

区分		使用料		
		単位	金額	
			入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合
庭球場	一般	1面1時間につき	1,500円	3,000円
	高校生以下	1面1時間につき	750円	

備考

- 1 使用する者の区分が2にまたがるときは、そのいずれか高い額による。
- 2 供用時間を超過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき、1時間当たりの使用料を2割増した額を加算する。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 4 備付物件の使用料は、市長が別に定める。
- 5 附属施設を使用する場合のシャワー等に係る経費は、市長が定めるところにより、その実費相当額を徴収する。
- 6 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の札幌市中央体育館及び札幌市平岸庭球場（以下これらを「新施設」という。）に係る使用承認等の手続、使用料又は利用料金

の支払手続その他新施設を供用するために必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

- 3 新施設に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、改正後の札幌市体育施設条例の規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 改正後の別表3 1 各体育館、中島体育センター、星置スケート場、各プール、宮の沢屋内競技場及び札幌市カーリング場 (1) 札幌市中央体育館、札幌市各区体育館、札幌市美香保体育館又は札幌市中島体育センター（札幌市美香保体育館にあつては、競技室の使用期間に限る。）を使用する場合の表の規定は、この条例（同表の改正規定に限る。）の施行の日以後の使用に係る使用料から適用する。

(理由)

移転後の中央体育館の位置及び使用料の額を定めるほか、平岸庭球場を設置し、その使用期間、供用時間、休場日及び使用料の額を定めるため、本案を提出する。